

～ダイジェスト版～

4 こどもの生活実態調査

本計画を策定するにあたり、子育て感や将来への希望などご意見やお考えをお尋ねし、こども・若者施策推進の資料として検討し、取りまとめることを目的として調査を行いました。



調査の種類	配布数	回収数	回収率
こども・若者の意識と生活に関するアンケート (木城町在住の 15～39 歳までの方)	1,000 人	155 人	15.5%
小学生調査 (木城学園 5年生)	64 人	64 人	100.0%
中学生調査 (木城学園 8年生)	58 人	56 人	96.6%
保護者調査 (木城学園 5年生の保護者)	64 人	58 人	90.6%
保護者調査 (木城学園 8年生の保護者)	58 人	54 人	93.1%

調査結果からみる本町の課題

- ◆多くの中学生が将来的に木城町に住みたいと感じていないことから、魅力あるまちづくりの推進とこどもたちが安心して成長できる環境を整えていくこと。
- ◆母親の就業率が高まる中、依然として主に母親が子育てを行っている場合が多く、社会の理解が十分に進んでいないことから、仕事と子育てが両立できる町の実現に向け、母親の負担感や孤立感を和らげられる施策を進め、家庭・職場・地域などの理解を醸成すること。
- ◆こどもや保護者の年齢、就業状況、家族構成などにより様々な施策ニーズがあることから、現在のニーズだけでなく潜在的なニーズを汲み取り、利用者に寄り添った施策を進めること。
- ◆子育て施策への周知が十分でないため、未利用のケースもあることから、施策の周知を積極的に進めること。
- ◆児童虐待防止対策・こどもの貧困対策・障がい児施策・ひとり親家庭の自立支援を進めること
- ◆小児科医の絶対数が不足し小児救急を担う医師が少ないことから、重篤な小児患者に対する救急医療体制の整備が必要なこと。また、医療的ケア児への支援やこども医療電話相談事業（#8000）の周知・充実はじめ、新興感染症の発生時に備えた小児医療体制の整備が必要なこと。

5 本町の児童人口の推移

下記は、令和6年度に各4月1日現在の住民基本台帳による実績人口等をもとに、「コーホート変化率法※」及び女性の15歳から49歳までの5歳階級別人口及び出生数を勘案し実施した令和7年度から令和11年度までの児童人口推計です。

年 齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳～5歳	169人	161人	143人	133人	124人
6歳～11歳	313人	288人	279人	249人	230人
0歳～11歳 合計	482人	449人	422人	382人	354人

※コーホート変化率法：過去5年間の住民基本台帳による性別・年齢階級別人口を基礎に、その間の人口変動要因の数値が将来も変わらないと仮定して推計しています。

6 第3期子ども・子育て支援事業計画

特定教育・保育の量の見込みと確保方策

各年度に教育・保育を提供する量の見込みを設定しました。

特定教育・保育とは…

→ 認定こども園、幼稚園、保育所で受ける教育・保育のこと

量の見込みとは…

→ 必要利用定員総数(需要量)のこと

確保方策とは…

→ 提供体制確保(供給量)のこと



年度	1号認定		2号認定	
	量の見込み(需要量)	確保方策(供給量)	量の見込み(需要量)	確保方策(供給量)
R7	1人	10人	100人	101人
R8	1人	10人	82人	101人
R9	1人	10人	82人	101人
R10	1人	10人	75人	101人
R11	1人	10人	66人	101人
年度	3号認定 (0歳児)		3号認定 (1~2歳児)	
	量の見込み(需要量)	確保方策(供給量)	量の見込み(需要量)	確保方策(供給量)
R7	17人	13人	42人	66人
R8	15人	13人	36人	66人
R9	15人	13人	36人	66人
R10	15人	13人	35人	66人
R11	15人	13人	35人	66人

地域子ども・子育て支援事業の確保の内容

木城町の実情に応じた地域子ども・子育て支援事業の確保の内容は以下のとおりです。



① 利用者支援事業

こどもやその保護者が、多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう教育・保育施設や地域子育て支援事業等の利用に関する情報集約と提供を行うとともに、その相談に応じ、助言や関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業。

確保方策

令和6年4月に「こども家庭センター」を開設しています。

それまでの子育て世代包括支援センター(母子保健部門)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉部門)の機能を維持したうえで、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に支援を実施していきます。

② 時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日・時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業。

確保方策

町内の保育園1箇所において実施しています。
今後も保護者のニーズに対して現在の体制を基本として対応します。

③ 放課後児童健全育成事業(低学年・高学年)

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、小学校の余裕教室等を利用して放課後や長期休暇中適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

確保方策

町内1箇所で実施しています。ニーズ調査からも放課後の児童の居場所の要望が高いことから、老朽化した施設を更新し、高学年の需要にも対応できるよう定員増を図ります。

④ 一時預かり事業(幼稚園児対象型)

幼稚園又認定こども園において在園児を対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に一時預かり(預かり保育)を行う事業。

確保方策

今後も施設との協議により、必要時に対応できるように供給量を確保していきます。

⑤ 幼稚園在園児対象型以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児・幼児について、主として昼間に、保育所その他の場所において一時的に預かる事業。

確保方策

町内保育園(認定こども園含む)3箇所で実施しています。
今後も施設との協議により、必要時に対応できるように供給量を確保していきます。

⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(就学後の低学年・高学年)

育児の手助けをして欲しい人と育児の協力をしたい人との相互援助活動で、アドバイザーが連絡、調整を行う事業。事前に会員登録が必要。

確保方策

ニーズ状況を確認しながら、一時預かり事業等を併用し検討していきます。

⑦ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについて相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

確保方策

町内1箇所で実施しています。本事業の周知による利用促進を図っていきます。

⑧ 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難になった場合、その他緊急の必要がある場合に一時的に保護を行う事業。

確保方策

町外1箇所委託し実施しております。
必要な人が必要時に利用できるよう、周知による利用促進を図っていきます。

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

確保方策

全戸訪問を実施し、早期訪問等による状況把握及び支援に努めます。

⑩ 養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

確保方策

こども家庭センターが中心となり、養育支援を必要とする家庭との関係性を築きながら継続した支援を行います。

⑪ 病児・病後児保育事業、子育て援助支援事業(病児・緊急対応強化事業)

病児保育：地域の児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

病後児保育：通園中の病気の回復期にある集団保育が困難な児童を、保育所等の専用スペースで看護師等が一時的に保育する事業。

確保方

令和4年度から町内1箇所で実施しています。
今後も看護師等の職員を確保し事業を継続していきます。



⑫ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

確保方策

妊婦健診受診環境の一層の整備に努めるとともに受診率の状況や県内の公的支援の動向を確認しながら、実施回数などの支援拡充について検討していきます。

⑬ こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業

こどもを守る地域ネットワークの機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業。

確保方策

こども家庭センターが中心となり、学校や関係機関との連携強化を図っていきます。

⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

確保方策

令和2年度から副食費実費徴収分の助成を実施しています。
今後も継続して事業を行っていきます。

⑮ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について

私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を推進する事業。

確保方策

ニーズ状況を確認しながら、施設との協議により実施を検討していきます。

法改正にともなう「新」支援事業の確保の内容



① 子育て世帯訪問支援事業

専門家や支援者が子育て世帯の自宅を訪問し、子育て中の家庭が直面するさまざまな課題を対処し、育児のノウハウや相談を提供、また、子育てに関する情報提供や、子育て世帯同士の交流の場を提供する事業。

確保方策

ニーズ状況を確認しながら、事業実施を検討します。

② 児童育成支援拠点事業

こどもたちが安心して遊び、学び、成長できる環境を提供することを目指し、地域の施設やプログラムを活用し、こどもたちの健全な発育をサポートする事業。

確保方策

ニーズ状況を確認しながら、事業実施を検討します。



③ 親子関係形成支援事業

家庭内での親子関係を強化・改善するための取り組みを行う事業。

確保方策

対象世帯の把握に努め、ニーズ状況を確認しながら、事業実施を検討します。

④ 妊婦等包括的相談支援事業

妊婦や新生児、乳児、幼児を対象とした包括的な相談支援サービス。健康、福祉、教育、子育て支援など多岐にわたる分野での相談を提供し、家庭のニーズに応じた支援を行う事業。

確保方策

妊娠届時から出産、育児相談と切れ目ない相談支援を実施していきます。

⑤ 産後ケア事業

新生児と母親の健康をサポートするための様々なサービスやプログラムを提供する事業。新生児の健康診断、母親の健康管理、育児のサポート、精神的なサポートなどが含まれる。

確保方策

産後健診等で対象者を早期発見し、産後安心して子育てができる支援を行います。

⑥ 乳児等通園支援事業

家庭の状況やこどものニーズに応じて、乳児や幼児が保育園や幼稚園に通うための支援をする事業。

確保方策

町立保育園1箇所で、余裕活用型で令和8年度からの事業開始を目指します。

7 木城町こども計画の取り組み

基本目標と施策



本町では、基本理念を実現するため、以下の4つの基本目標のもとに本計画を推進します。

基本目標	施策項目
基本目標1 こども・若者の権利と安全を守る	(1) こどもの安全の確保 (2) 地域における学習の推進 (3) こどもの権利の尊重 (4) こどもを取り巻く有害環境対策の推進 (5) 児童虐待防止対策の推進 (6) 「学校をプラットフォームとした総合的なこどもの貧困対策の展開（こどもの貧困対策）」
基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のない支援	(1) 多様な保育サービスの充実 (2) 地域での子育て支援事業の量の見込み及び確保方策 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 母子保健事業との連携 (5) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備（こどもの貧困対策）
基本目標3 こども・若者の育ちを支えるまちづくり	(1) 放課後児童対策パッケージ (2) こどもの健全育成 (3) 関連計画との連携 （木城町教育振興基本計画、木城町地産地消・食育推進計画など） (4) 家庭教育の充実と親としての意識の醸成 (5) いじめ、不登校、非行への対応の充実 (6) こどもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等整備 (7) 幼児教育・保育の充実（こどもの貧困対策） (8) 学校教育の充実（こどもの貧困対策） (9) こどもに対する生活支援の充実（こどもの貧困対策） (10) ひとり親家庭への支援 (11) 様々な困難を抱える家庭への支援 (12) 障がい児福祉計画との連携 (13) 経済的負担の軽減

基本目標4 若い世代の生活基盤の安定	(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し (2) 仕事と子育ての両立の推進 (3) 生活困窮世帯に対する生活支援の充実（こどもの貧困対策） (4) 生活困窮世帯に対する就労支援の充実（こどもの貧困対策） (5) 生活を下支えする手当による支援の充実（こどもの貧困対策）
-------------------------------------	--

計画の目標値

木城町こども計画における 目標・指標			
指標項目	国の目標値	木城町こども調査 結果からの現状	目指す社会
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	30.3%	心身ともに健やかに成長できる
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%	15～39歳 60.0% 5年生 57.8% 8年生 71.4%	個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自分らしくひとりひとりが思う幸福な生活ができる
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%	15～39歳 61.3% 5年生 65.7% 8年生 50.0%	様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
社会的スキルを身につけているこどもの割合（他人とのコミュニケーション能力）	80%	15～39歳 83.3% 5年生 87.5% 8年生 92.9%	夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じてのびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
「自分には自分らしさがある」と思うこども・若者の割合	90%	80.0%	固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	97.1%	92.9%	不安や悩みを抑えたり困ったりしても、周囲の大人や社会にサポートされ、問題を解消したり乗り越えたりすることができる
「社会生活や日常生活を円満に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%	58.1%	虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪、性暴力、災害、事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり孤立したり貧困に陥ったりすることなく安全に安心して暮らすことができる
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%	7.1%	自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%	72.3%	働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに夢や希望をもつことができる
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%	25.8%	円滑に社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%	30.3%	希望するキャリアをあきらめることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%	5年生 74.1% 8年生 70.4%	社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態でこどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境のもとで、子どもが幸せな状態で育つことができる。

木城町こども計画

発行日：令和7年3月

発行：木城町福祉保健課 〒884-0101 宮崎県児湯郡木城町大字高城 1227-1

TEL:0983-32-4733 FAX:0983-32-3440

